

「中核市サミット2026 in旭川」開催業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年2月20日

旭川市長 今津寛介

## 1 契約担当部局

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地

旭川市総合政策部政策調整課

電話 0166-25-5358

FAX 0166-24-7833

e-mail seisakuchosei@city.asahikawa.lg.jp

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 「中核市サミット2026 in旭川」開催業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における入札参加資格を有しており、営業種目（3270）「催事関連業務」取扱品目（3271）「催事企画・運営等」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 旭川市競争入札参加資格者にあつては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) (2)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には(2)の資格要件等を確認するため次の書類を徴取する。
  - ア 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
  - イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分
  - ウ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの
- (7) 共同事業体で参加する場合は次の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
  - ア 構成団体は（2）又は（6）の要件を満たしていること。
  - イ 共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
  - ウ 共同事業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同事業体の代表者として市と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は市に対してすべての責任を負うもの

とする

#### 4 実施要領の交付期間及び方法

「中核市サミット2026in旭川」開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月12日（木）まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

【ホームページURL】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d083485.html>

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年3月12日（木）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。  
（郵送による場合は、事前に連絡すること。）

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年3月23日（月）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。  
（郵送による場合は、事前に連絡すること。）

#### 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 7 受託候補者の特定

「中核市サミット2026in旭川」開催業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

#### 8 契約に関する基本事項

##### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

##### (2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

## 9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は、実施要領等による。